

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 使用前事業者検査完了後に発生する作業に対する考え方についての面談

2. 日時：令和4年10月17日 15時00分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁2階大会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、種市主任原子力専門検査官、平川主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

柏崎刈羽原子力発電所 原子力規制検査担当 ほか18名

5. 要旨

（1）東京電力から、使用前事業者検査（以下「使事検」という。）が完了したフィルタベントドレンポンプについて、検査完了後にポンプ電動機用端子箱に雨水が浸入し、修理作業が発生したことから、使事検完了後に発生する作業に対する考え方について、資料に基づき説明があった。

（2）東京電力から、当該ポンプについては、ポンプ本体を取り外し、工場へ発送し作業を実施したことから使事検完了時の状態を維持していないと判断し、使事検を再実施する旨の説明があった。

（3）また、当該事象を踏まえ、使事検完了後から使用前確認までの間、使事検完了時の状態を維持するにあたり、使用前点検や定期事業者検査等の運用により適切に実施できるように社内で検討中である旨の説明があった。

（4）原子力規制庁から東京電力に、作業の実施状況については、原子力規制検査において確認する旨伝えた。

（5）東京電力より、了承した旨回答があった。

6. 提出資料

資料1：使用前事業者検査完了から使用前確認までに発生する作業に対する考え方

資料2：SA設備の使用前事業者検査後の定期事業者検査実施について

以上